

広島県電子契約実施要領（物品、委託・役務等）

1 趣旨

県が実施する物品、委託・役務業務等に係る電子契約について、広島県契約規則（昭和 39 年広島県規則第 32 号。以下「規則」という。）その他別に定めるもののほか、この要領の定めるところによる。

2 定義

この要領において、次の各号に掲げる用語の定義は、次に定めるところによる。

ア 電子契約

規則第 2 条第 2 項に規定する方法により作成された電磁的記録に、電子署名を講じることにより締結する契約をいう。

イ 電子契約サービス

県及び契約の相手方の指示に基づき電子署名により電子契約の締結を行う事業者署名型（立会人型）電子署名サービスをいう。

ウ サービス提供事業者

電子契約サービスを提供する事業者をいう。

エ 電子署名

電子署名及び認証業務に関する法律（平成十二年法律第百二号）第二条第一項に規定する電子署名をいう。

オ 電子契約書

上記アの方法により作成された電磁的記録をいう。

カ 契約者

県の契約の相手方として決定した者をいう。

キ アクセスコード

契約者が電子契約サービスに接続するために必要となる文字の組合せをいう。

3 対象

- (1) この要領の対象となる電子契約は、知事が締結する契約（建設業法（昭和 24 年法律第 100 号）第 2 条第 1 項に規定する建設工事（建設工事執行規則（平成 8 年広島県規則第 39 条）が適用されるものに限る。）、測量・建設コンサルタント等業務発注事務処理要綱（平成 11 年 4 月 1 日制定）第 2 条に定める業務及び地域維持業務委託処理要綱（試行）2（1）に規定する地域維持事業に係る業務を除く。）に利用できるものとする。

ただし、次に掲げる場合は除くものとする。

ア 契約者が電子契約による契約の締結を希望しない場合

イ 法令等の規定により書面の契約書が必須となる場合

ウ 契約期間が 10 年を超える場合（契約期間の定めがない場合を含む。）

エ 電子契約書データが電子契約サービスの容量上限を超える場合など、その他県の契約担当課において電子契約によることが適当でないと判断した場合

- (2) 電子契約の対象については、一般競争入札は入札公告、指名競争入札は指名通知において明示するとともに、随意契約は、見積り合せ後に契約者に対して周知するものとする。

4 運用管理者

この要領の対象となる電子契約を円滑かつ効率的に運用するため、電子契約運用管理者を置き、会計管理部契約・調達管理課長をもって充てるものとする。

5 電子契約の同意

契約者は、電子契約を希望する場合は、契約の相手方として決定した後、電子契約同意書（様式第1号及び第2号。）を速やかに、県の契約担当課へ電子メールにより提出するものとする。

6 電子契約の締結

電子契約同意書が提出された場合の電子契約の締結までの手続きは次のとおりとする。

ア 県の契約担当課は、契約者から提出された電子契約同意書及び締結予定の契約書の内容等を確認し、電子契約により契約を締結することについて、契約担当職員又は決裁規程等により契約担当職員に代わり専決する者の決裁を受ける。

イ 県の契約担当課は、上記アの決裁後、契約者と調整した契約日を入力した契約書を文書管理システムに登録するとともにアクセスコードを設定の上、県総務局総務課へ審査を依頼する。

ウ 県総務局総務課は上記ア及びイの文書等を審査し、承認した場合は、文書管理システムから電子契約サービスに契約書データをアップロードする。

エ 上記ウで契約書データを自動でアップロードした後、契約者に対して、電子契約サービスから契約署名依頼を行うとともに、県の契約担当課から上記イで設定したアクセスコードを連絡する。

オ 契約者は、アップロードされた契約書データの内容を確認し、署名承認する。

カ 県の契約担当課は、上記オの署名承認後、契約者の電子署名及び契約日等を確認の上、県総務局総務課へ署名依頼を行い、県総務局総務課は署名承認する。

キ サービス提供事業者は、上記カの署名依頼後、契約書データ（PDF）に電子署名及びタイムスタンプを付与する。

7 契約の内容訂正

電子契約書の契約内容を修正（誤字又は語句の修正、条文の削除等）する必要がある場合は、訂正等の内容を記載した覚書（様式第3号）を上記6による電子契約の締結に準じた手続きにより締結するものとする。

なお、契約者は、提出した電子契約同意書の内容から変更があった場合は、上記5に準じた手続きを行うものとする。

8 契約の変更

(1) 契約変更を行う必要がある場合は、当該契約が電子契約により締結されたものか否かにかかわらず、電子契約によることができるものとする。

(2) 契約変更の手続きは、上記6の電子契約の締結に準じて行うものとする。

なお、契約者は、当該契約が電子契約により締結されていない場合又は提出した電子契約同意書の内容から変更があった場合は、上記5に準じた手続きを行うものとする

9 電子契約書の保存

電子契約書は次の方法により保存するものとする。

ア 契約者は、原則、電子契約サービスから電子契約書をダウンロードし、保存するものとする。

イ 県は、電子契約サービスにおいて作成された電子契約書を、広島県文書管理システム保存するものとする。

附 則

この要領は令和8年4月1日から施行する。

(別記様式第1号)

電子契約同意書 (二者契約用)

年 月 日

広島県知事 様

住所 (所在地)	
商号 (名称)	
代表者職氏名	
担当者氏名	
担当者連絡先	

次の契約について、広島県と電子契約サービスを利用して契約を締結することに同意します。
なお、電子契約の締結に使用する携帯電話番号又はメールアドレス等は、次のとおりです。

1 案件名 (調達内容、業務名等)

--

2 契約締結権限者【必須】 ※ 携帯電話番号又はメールアドレスのどちらか一つを記入

役職		氏名	
携帯電話番号 (SMS)	※ ハイフンなし、半角数字		
メールアドレス			

3 契約担当者【任意】 ※ 携帯電話番号又はメールアドレスのどちらか一つを記入

役職		氏名	
携帯電話番号 (SMS)	※ ハイフンなし、半角数字		
メールアドレス			

【留意事項】

- ※1 県の契約相手方となり電子契約を希望される場合は、本書に必要事項を記載の上、電子メールにてWord形式のまま担当所属へ提出してください。(押印は不要です。)
- ※2 県の電子契約は、署名依頼を携帯電話のSMS(ショートメッセージ)宛に送信しますので、携帯電話番号を記入してください。なお、SMSにより難しい場合は、メールでの署名依頼も可能ですので、携帯電話番号の欄は空欄とし、メールアドレス(フリーメールアドレスは不可とします。)を記入してください。
- ※3 契約内容を確認等する「契約担当者」は必須ではありません。ただし、「契約担当者」を指定する場合は1名限りとし、「契約締結権限者」とは別の携帯電話番号又はメールアドレスを記入してください。
- ※4 「契約締結権限者」は、社内規程等により契約締結権限を持つ者であれば、必ずしも代表者である必要はありません。
- ※5 県が契約書一式データを電子契約サービスにアップロード後、「契約締結権限者」の欄に記載いただいた携帯電話番号又はメールアドレス宛に電子契約サービスから署名依頼が届きます。(「契約担当者」欄に記載がある場合は、「契約担当者」→「契約締結権限者」の順に署名依頼が届きます。)
- ※6 本書を提出後、携帯電話番号又はメールアドレス等に変更があった場合は、速やかに担当所属に連絡するとともに、再度本様式による提出をお願いします。
- ※7 利用されるSMS又はメールについては、外部からの通信(<03-6415-7444>又はknoreply@gmosign.com)を受信できるよう設定をお願いします。
- ※8 本書で提出していただいた携帯電話番号やメールアドレス等の情報は、当該契約(変更契約の場合も含む。)の電子契約に係る目的以外には使用しません。

(別記様式第2号)

電子契約同意書 (共同企業体契約用)

年 月 日

広島県知事 様

共同企業体名	
--------	--

【代表構成員】

住所 (所在地)	
商号 (名称)	
代表者職氏名	
担当者氏名	
担当者連絡先	

【構成員1】

住所 (所在地)	
商号 (名称)	
代表者職氏名	

【構成員2】

住所 (所在地)	
商号 (名称)	
代表者職氏名	

次の契約について、広島県と電子契約サービスを利用して契約を締結することに同意します。
なお、電子契約の締結に使用する携帯電話番号又はメールアドレス等は、次のとおりです。

1 案件名 (調達内容、業務名等)

--

代表構成員

- 2 契約締結権限者【必須】 ※ 携帯電話番号又はメールアドレスのどちらか一つを記入

役職		氏名	
携帯電話番号 (SMS)	※ ハイフンなし、半角数字		
メールアドレス			

- 3 契約担当者【任意】 ※ 携帯電話番号又はメールアドレスのどちらか一つを記入

役職		氏名	
携帯電話番号 (SMS)	※ ハイフンなし、半角数字		
メールアドレス			

構成員 1

- 2 契約締結権限者【必須】 ※ 携帯電話番号又はメールアドレスのどちらか一つを記入

役職		氏名	
携帯電話番号 (SMS)	※ ハイフンなし、半角数字		
メールアドレス			

- 3 契約担当者【任意】 ※ 携帯電話番号又はメールアドレスのどちらか一つを記入

役職		氏名	
携帯電話番号 (SMS)	※ ハイフンなし、半角数字		
メールアドレス			

構成員 2

- 2 契約締結権限者【必須】 ※ 携帯電話番号又はメールアドレスのどちらか一つを記入

役職		氏名	
携帯電話番号 (SMS)	※ ハイフンなし、半角数字		
メールアドレス			

- 3 契約担当者【任意】 ※ 携帯電話番号又はメールアドレスのどちらか一つを記入

役職		氏名	
携帯電話番号 (SMS)	※ ハイフンなし、半角数字		
メールアドレス			

【留意事項】

- ※1 県の契約相手方となり電子契約を希望される場合は、本書に必要事項を記載の上、代表構成員から電子メールにてWord形式のまま担当所属へ提出してください。（押印は不要です。）
- ※2 構成員の記入欄については、構成員の数に応じて、適宜、追加又は削除してください。
- ※3 県の電子契約は、署名依頼を携帯電話のSMS（ショートメッセージ）宛に送信しますので、携帯電話番号を記入してください。なお、SMSにより難しい場合は、メールでの署名依頼も可能ですので、携帯電話番号の欄は空欄とし、メールアドレス（フリーメールアドレスは不可とします。）を記入してください。
- ※3 契約内容等を確認する「契約担当者」は必須ではありません。ただし、「契約担当者」を指定する場合は1名限りとし、「契約締結権限者」とは別の携帯電話番号又はメールアドレスを記入してください。
- ※4 「契約締結権限者」は、社内規程等により契約締結権限を持つ者であれば、必ずしも代表者である必要はありません。
- ※5 県が契約書一式データを電子契約サービスにアップロード後、「代表構成員」→「構成員1」→「構成員2」の順に、「契約締結権限者」の欄に記載いただいた携帯電話番号又はメールアドレス宛に電子契約サービスから署名依頼が届きます。（「契約担当者」欄に記載がある場合は、「契約担当者」→「契約締結権限者」の順に署名依頼が届きます。）
- ※6 本書を提出後、携帯電話番号又はメールアドレス等に変更があった場合は、速やかに担当所属に連絡するとともに、再度本様式による提出をお願いします。
- ※7 利用されるSMS又はメールについては、外部からの通信（<03-6415-7444>又は<noreply@gmosign.com>）を受信できるよう設定をお願いします。
- ※8 本書で提出していただいた携帯電話番号やメールアドレス等の情報は、当該契約（変更契約の場合も含む。）の電子契約に係る目的以外には使用しません。

(別記様式第3号)

覚書

広島県(以下、「甲」という。)と〇〇〇〇(以下、「乙」という。)とは、甲乙間で令和〇年〇月〇日付けで締結した△△△△契約書(以下「契約書」という。)に関して、下記のとおり内容の訂正等があったことを確認し訂正等に合意した。

両者の合意内容を明らかにするため、電子契約サービスによりこの覚書と訂正後の電子契約書を整備する。

記

- 1 契約書第〇条第〇項中、「□□」を「××」と訂正する。
- 2 契約書第〇条を次のように訂正する。
第〇条
- 3 契約書別紙「■■■」中、「□□」を「××」と訂正する。
- 4 この覚書により訂正された▲▲▲▲は、別紙■■■中、「▲▲▲▲」についても適用するものとする。

この覚書の成立を証するため、この覚書の電磁的記録を作成し、甲乙両者が電子署名を施した上、各自その電磁的記録を保有するものとする。

令和〇年〇月〇日

甲 〇〇県〇〇市〇〇町〇〇番地
広島県
広島県知事 横田 美香

乙 〇〇県〇〇市〇〇町〇〇番地
株式会社〇〇〇〇
代表取締役 ○ ○ ○ ○